

# 三春病院経営強化プラン

令和6年（2024年）度～令和9年（2027年）度

三 春 町

## 三春病院経営強化プラン目次

### はじめに

- 病院経営強化の必要性及び経営強化プランの策定の目的 . . . . . 1
- 三春病院の成り立ち . . . . . 2
- 指定管理者の選定 . . . . . 2

### 第1章 三春病院の概要

- 1 「三春町立三春病院」の概要 . . . . . 3
- 2 基本理念 . . . . . 3
- 3 計画の対象期間 . . . . . 3

### 第2章 三春病院の目指す姿

- 1 三春病院の果たすべき役割の明確化及び連携の強化 . . . . . 4
- 2 医師、看護師等の医療従事者の確保と働き方改革 . . . . . 6
- 3 経営形態の見直し . . . . . 7
- 4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組 . . . . . 7
- 5 施設・設備の最適化 . . . . . 7
- 6 経営の効率化等 . . . . . 8

### 第3章 点検・評価・公表等

- 1 点検及び評価の体制 . . . . . 10
- 2 積極的な情報開示 . . . . . 10

- (別紙 1) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標 . . . . . 11
- (別紙 2) 三春病院事業会計収支計画 . . . . . 12
- (別紙 3) 指定管理者収支計画 . . . . . 14

### 参考資料

- 三春町病院事業条例
- 三春町病院事業基金条例
- 町立三春病院における医療事故等の公表基準
- 三春病院事業等運営協議会設置要綱
- 三春病院事業等運営協議会委員名簿

## はじめに

### ○病院経営強化の必要性及び経営強化プランの策定の目的

町立三春病院の経営状況を改善するため、これまで、国の改革ガイドラインに基づく「改革プラン」を策定及び改定し、経営改善に努めてきましたが厳しい経営状況が続いています。

また、いまだ収束を見通せない新型コロナウイルス感染症への対応については、感染患者の入院受入れ、ワクチン接種への医師・看護師等の派遣などのほか、コロナ専用病床への一般病床の転用など、地域の基幹病院として中心的な役割を果たしてきましたが、今後も想定される新興感染症感染拡大等の非常時においても平時から備えておく必要性が求められています。

さらに、令和6年度から医師の時間外労働規制が開始されることが決定し、三春病院にとっては常勤医師が十分に確保できない厳しい状況の中での困難な課題であります。患者の皆様に対する安全な医療の確保、持続可能な医療提供体制を確保するためにも、医師の働き方改革に対しては積極的に取り組まなければなりません。

このような課題が山積する状況にあって、今後も三春病院が地域住民の求める良質な医療サービスを継続的に提供するためには、改めて地域における三春病院の果たすべき役割について見直しを行い、その役割を明確にした上で、国の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「経営強化ガイドライン」という。）が掲げる医師の働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症に対する平時からの取組、施設・設備の最適化、経営の効率化等の諸課題に取り組むことにより病院の経営を強化する必要があります。

以上のことから、この度、『三春病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）』を策定し、積極的に病院事業の経営強化に取り組むものとします。

なお、経営強化プランの策定に当たっては、三春町内外の各層の代表者と指定管理者で組織する「三春病院事業等運営協議会」において、経営強化ガイドラインが求める重点6項目を中心に三春病院の経営強化策を検討しました。

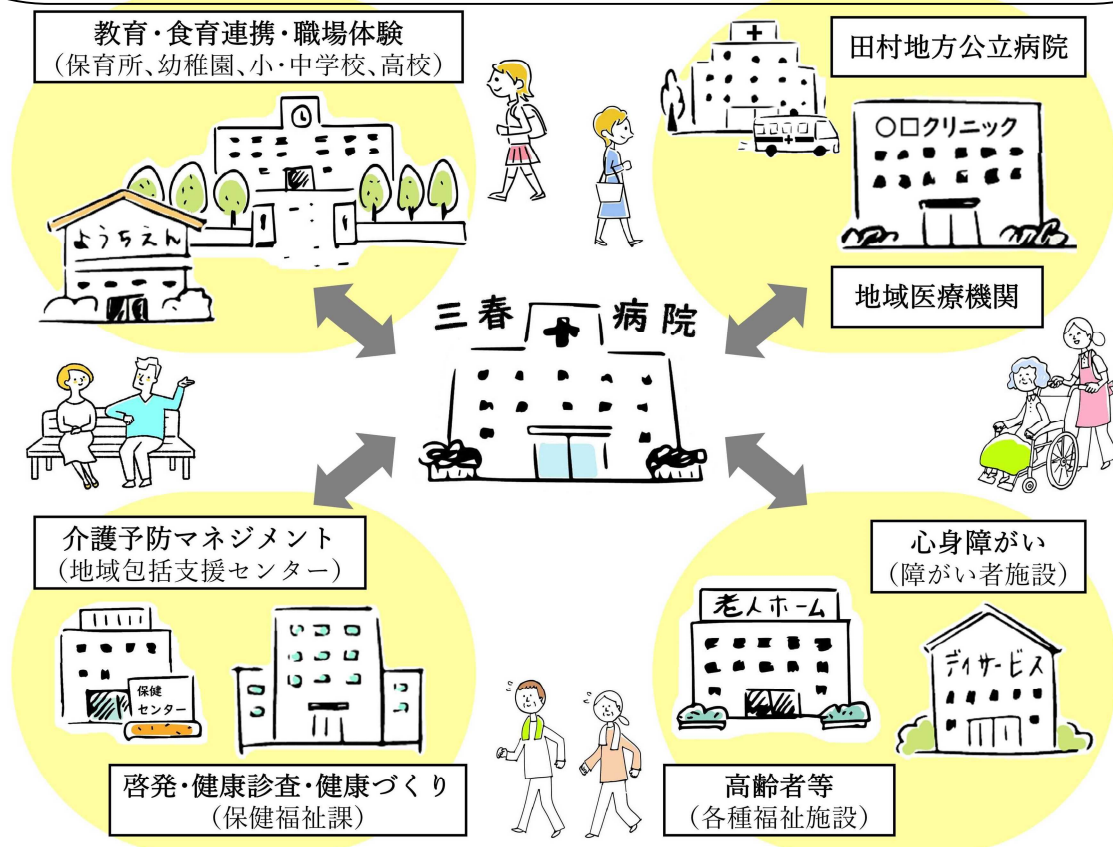
《参考》

○ 三春病院の成り立ち

町立三春病院の前身である福島県立三春病院は、昭和 26 年に阿武隈中部医療圏に対する母子医療を担う目的で設置され、運営されてきましたが、平成 17 年 3 月に県行財政改革推進本部で「三春病院については県立病院として廃止」が決定されました。一方、町は、同年 6 月に「病院が立地し利用者の 7 割が居住する自治体として、地域医療の確保を図るため三春病院を受け入れる」という対処方針を決定しました。これを受け、同年 7 月に県は「三春病院の機能等を平成 19 年 4 月 1 日をもって三春町へ移譲し、立地自治体が県立病院の機能または施設等を受けるなど地域医療・保健等の確保を行う場合には、県は必要な支援を行う」という実行方策を決定し、同年 12 月に、町と県との間で「三春病院の無償譲渡、町が施設等の改修・整備を行う場合に必要な支援を行う」旨の合意書が締結されました。

○ 指定管理者の選定

県立三春病院を譲り受けるという決定により、町は町議会や三春病院対策委員会、町内医療機関等とどのように運営するかを検討を行い、その結果、町には病院経営のノウハウがないことなどから指定管理者に運営を委託することを決定しました。指定管理者を県内の一定規模以上の病院を対象に公募し、審査の結果、指定管理者として「(公財)星総合病院」が選定され、平成 19 年 4 月に開院し、指定管理者制度により運営を行っています。平成 28 年度に 10 年間の指定管理期間が終了し、現行指定管理者の実績を検証した結果、安定し持続した医療の提供が可能であるとの判断から、公募によらない指定管理者の選定を行う方針を決定し、平成 29 年度から引続き指定管理制度による運営を継続する方針を決定しました。



## 第1章 三春病院の概要

### 1 「三春町立三春病院」の概要（令和5年11月1日）

- 名称 三春町立三春病院
- 所在地 田村郡三春町字六升蒔 50
- 開設者等 開設者 三春町長  
管理者【指定管理者】 (公財) 星総合病院
- 診療科目 内科 小児科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科  
皮膚科 泌尿器科 心療内科 精神科 リハビリテーション科
- 病床数 86床（一般病床）
- 施設概要 敷地面積 22,059 m<sup>2</sup>  
建物概要 鉄筋コンクリート造3階建  
延床面積 6,060.43 m<sup>2</sup> 建築面積 3,136.43 m<sup>2</sup>
- 職員数 医師 7.4 名（常勤3名 非常勤 4.4 名） 看護師 43.1 名  
薬剤師 2.8 名 リハビリ職 29 名 その他医療技術職 9.5 名  
事務・その他 16 名
- 指定 救急協力病院

### 2 基本理念

三春病院は「地域住民が安心して利用できる患者中心の医療の提供」を目指す三春町の病院です。基本理念を実現するために、以下の方針により推進します。

- (1) 地域医療機関と連携しながら、住民のニーズにあった最善の医療サービスを提供します。
- (2) 住民の健康増進を図るため、保健・福祉等の諸機関と連携し、医療のみならず、保健・福祉を含めた総合的健康管理サービスの提供を目指します。
- (3) 地域に必要な医療機関としての機能を継続して維持するため、合理的で効率的な病院運営に努めます

### 3 計画の対象期間

令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）を目標とする4ヵ年計画とします。

## 第2章 三春病院の目指す姿

### 1 三春病院の果たすべき役割の明確化及び連携の強化

#### (1) 「医療計画」及び「地域医療構想」における三春病院の果たすべき役割

地域医療構想の目標年度である令和7年(2025年)の当圏域の病床数の必要量推計では、急性期機能は過剰となり回復期機能が不足すると推計されています。

三春病院では、令和4年度(2022年度)から地域包括ケア病床の運用を開始し、急性期病床46床のうち10床を病床機能転換しました。本計画の期間中は、現在の病床機能を維持し役割を果たしていきませんが、今後も引き続き病床機能の検討を行っていきます。

○三春病院の機能別許可病床数 現状と予定

機能	R5(2023)年現在	R7(2025)年予定	R9(2027)年予定
急性期	36	36	36
回復期(地域包括ケア病床含)	50	50	50
計	86	86	86

#### (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスが一体的に提供されるシステムです。三春病院では、地域包括ケアシステムが円滑に機能するために次の取組を展開していきます。

- ① 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリの事業を継続による在宅医療推進
- ② 地域連携室や入退院支援室等の設置による、医療と介護、病院と診療所の連携推進
- ③ 地域の介護福祉施設等の嘱託医及び協力病院としての役割を果たす
- ④ 地域住民・企業に対する認知症普及啓発や、認知症カフェ事業など認知症患者を地域で支えあう環境づくり
- ⑤ 小・中学生、高校生への食育や、医療体験等を通じた健康教育を進め、将来の医療従事者を育成する
- ⑥ 精神科診療を行う医療機関として認知症初期集中支援チーム運営による認知症医療と介護の推進
- ⑦ 健康寿命の延伸に係る保健事業・介護予防事業推進
- ⑧ 地区サロン活動での医療スタッフによる健康講座の実施

#### (3) 機能の分化・連携強化における役割

三春病院は「在宅療養支援病院」として、町内の地域医療を継続していくための中心的な役割を担っていることから、医療機関、介護施設からの患者受入れ・相談対応・現場支援などを通じ、現状の取り組みをさらに拡充していきます。

また、地域の診療所では設置が困難な高度医療機器については、三春病院が保有する医療機器を共同利用することにより、円滑な診療のさらなる促進にも取り組んでいきます。

現在、田村地域には公立3病院が設置されていることから、お互いの役割分担・連携強化を図る中で、PFMセンター等の設置によって3病院の病床の一元管理や、地域の診療所及び介護施設等からの入退院支援、急性期病院への紹介や相互の入院・転院・退院をワンストップで実施できるなどの体制確保について積極的に検討していきます。

※注） PFMセンター（Patient Flow Management center）：入退院支援、病床調整などのマネジメントを行う組織

#### (4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

三春病院が有する医療機能が十分に発揮されているか、また、地域の医療機関等との連携が図れているか等を検証するために、次の指標等について年次別に数値目標を設定します。

【別紙1】 11頁

##### ① 医療機能・医療の質に係るもの

- (a) 救急患者数 (b) 救急患者入院数 (c) 訪問診療件数
- (d) 医療問題報告件数 (e) 医療問題3bレベル以上の件数
- (f) 患者満足度（入院・外来）

##### ② 連携の強化等に関するもの

- (a) 臨床研修医の受入人数 (b) 医師以外の実習受入人数
- (c) 医療スタッフ地域派遣件数 (d) 紹介件数 (e) 紹介入院件数
- (f) 紹介率 (g) 逆紹介率 (h) CT検査受託件数 (i) 健康・医療相談件数

#### (5) 町の一般会計負担金の考え方

公立病院事業会計は独立採算で運営することが原則とされておりますが、三春病院は不採算地域に設置される公立病院であることを踏まえ、今後の地域医療の役割を担うためには安定した病院運営が期待されています。

現在は、毎年度総務省より通知される「地方公営企業繰出金について」及び、平成29年度に締結した「三春町立三春病院の管理に関する基本協定書」に基づき、次の項目を町の一般会計からの繰出し基準と定めております。また、将来の建物等の大規模改修への備えや備品購入費用の財源としての基金積み立てのため、指定管理者に対しては建物減価償却費分を負担金として求めている現状ではありますが、近年の情勢なども踏まえたうえで、政策的な事業については、国や県の補助金等も視野に入れつつ、町と指定管理者と協議をしながら進めていきます。

- ① 病院施設設備の更新及び修繕に関する経費
- ② 基本的医療を提供するに必要な医療機器備品の更新に関する経費
- ③ 病院事業会計の運営に関する事務的経費
- ④ その他、町の政策的事業に関して特に必要と判断する経費

#### (6) 住民の理解のための取り組み

三春病院が地域において担う役割や機能について、町の広報誌に毎月「町立三春病院ニュース」を掲載し、地域の病院として親しみやすい広報活動に取り組んでおり、引続き、住民

の皆様が理解が広がるよう努めていきます。

併せて、必要な人が必要な医療を受けられるように適正な受診の呼びかけや普及、啓発活動を町とともに取り組んでいきます。

また、町議会代表と町民代表から組織する「三春病院事業等運営協議会」では、定期的に病院の事業運営の報告と会計決算の報告を受け、計画に基づく取り組みの評価検証を行い、その結果については、町議会に報告し、町のホームページに掲載し閲覧できる環境を整備しており、引き続き実施していきます。

## 2 医師、看護師等の医療従事者の確保と働き方改革

### (1) 医師・看護師等の確保

三春病院に求められている役割を果たし、将来に渡って良質な医療を提供するためには、必要な医師・看護師等の医療従事者を確保することが前提となります。

しかしながら、医師・看護師等の医療従事者の確保は厳しい状況が続いており、医師の確保に向けては福島県及び福島県立医科大学へ依頼を行っているほか、現在、町内診療所からも外来診療や当直を担っていただいております。今後も町内医療機関との連携を進め、確保への取り組みを継続しております。

また、看護師不足についても深刻な状況ではありますが、指定管理者での採用活動を進め、多様な働き方が可能な体制づくりに取り組むとともに、各種の福利厚生の実施により、継続した雇用を確保できる工夫を行っておりますが、なお確保が困難な場合は、三春町と協力しながら、更なる環境整備や支援等により対応していきます。

なお、医療従事者の人材不足は田村地域全体の課題であることから、田村地方医療体制対策協議会を設置して、課題解決に積極的に取り組んでまいります。

### (2) 初期臨床研修医の受入れ等若手医師の確保

三春病院では、星総合病院及び東邦大学医療センター大森病院の地域医療研修の研修施設として連携を図っておりますが、地域医療を維持するために、医学生・看護学生など多職種の医療従事者の育成が必要であり、今後も引き続き積極的に受入れる体制づくりを進めていきます。その中で、研修の際の環境確保のため、研修時の宿泊等の支援や受け入れるための環境整備、教育体制の構築を診療部（指導医）が中心となり行っていきます。

### (3) 医師の働き方改革への対応

令和6年度（2024年度）から制度改正により医師の時間外労働時間の上限が法令で規定されることから、医師の働き方を見直し、だれもが心身の健康を維持しながら医療に従事できる環境を整え、より質の高い医療を提供していくために働き方改革を推進していきます。

三春病院は、労働基準監督署長より「断続的な宿直又は日直勤務許可書」を取得しており、基準に沿った業務時間で勤務ができていますが、当直については、常勤医師だけでは賄えないため、指定管理者施設の医師、福島県立医科大学や近隣医療機関より支援をいただき対応しています。引き続き、ICT（情報通信技術）等を活用しながら、医師の負担軽減に努めていき



ます。また、特定行為研修修了看護師へのタスク・シフトを進め、認定看護師の育成及びコメディカルのスキルアップによるタスク・シェアも進めていきます。

※注)「タスク・シフト」：医師に偏っている業務のうち、対応可能なものをほかの医療従事者に譲渡・移管する取り組み。

※注)「タスク・シェア」：医師の業務をほかの医療従事者と分け合う（共同で実施する）取り組み。

### 3 経営形態の見直し

三春病院は、平成 19 年度（2007 年度）から指定管理者制度を導入しており、民間事業者の経営ノウハウを幅広く活用した病院運営を行っており、現在の協定は令和 8 年度末までとなっています。

また、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、公立病院の果たす役割の重要性が認識されたことから、引続き、地域の人口減少や医療需要予測などを踏まえ、三春病院の経営の強化に向けた最適な経営形態のあり方については情報収集や研究を行いながら、三春病院事業等運営協議会を中心に継続的な検討を行っていきます。

### 4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

三春病院は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和 2 年度（2020 年度）より、田村地域ではいち早く入院体制を整備し、発熱者の対応を進めてきました。さらには三春町や町内医療機関との連携を図り、発熱外来や帰国者・接触者外来、自宅療養者への対応を積極的に行ってきました。

また、現在でも発熱や感染症疑い患者への受診対応、症状悪化時の入院受入や検査実施など、感染症に対応できる体制は継続して行っているため、今後も外来受け入れ体制は継続していきます。

入院機能については、病床確保支援事業により感染症対応用病床を確保していますが、今後は一般病棟への切り替えと、感染症入院時にも対応可能な環境づくりを進めていきます。

平時からの備えとしては、これまでの対応結果を踏まえ、マスク・ガウン等の感染防具の備蓄増量、院内クラスター発生時の対応を含む院内感染ガイドラインの継続的な改定等、新興感染症の感染拡大時を想定し、その対応方法について検討を進めていきます。

### 5 施設・設備の最適化

#### (1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

先述した 1-(5)「一般会計負担の考え方」にもあるとおり、三春病院は平成 19 年度（2007 年度）の建築後、10 年以上が経過しているため、建物・設備等に修繕、改修が必要となってきていますが、中長期にわたる更新計画の策定を行うことで、計画的に更新や改修を行い、費用の平準化を目指していきます。

また、医療機器についても同様に、入院外来患者の診療、療養環境整備のため、診療に必

要な医療機器の使用頻度や経過年数、価格や医療収益等を勘案してから優先度を決定の上で更新を行っていきます。

## (2) デジタル化への対応

電子カルテの導入により、院内の情報管理や業務の効率化、情報の共有化を図っているところですが、5年毎に更新作業があるため、計画的に更新、機器の選定等を行っていきます。

平成29年度（2017年度）に運用が開始された「福島県医療情報ネットワーク（キビタン健康ネット）」に参加し、他医療機関、薬局、介護施設等と診療情報を共有することにより、患者のサービス向上に努めていきます。

また、マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムの効果的運用、特定健診結果や薬剤情報等の閲覧システムの活用、電子処方箋の導入など運用を効果的に進め、今後、遠隔診療、オンライン診療の実施等デジタル化等新たな対応が見込まれるなか、個人情報流出等情報セキュリティ対策を徹底しながら、各種医療サービスのデジタル化を進めていきます。

## **6 経営の効率化等**

### (1) 経営指標に係る数値目標

経営の効率化は、地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくためには、避けて通れないものであり、医療の質の向上等による収入確保や医薬品費、医療材料費等の経費節減に積極的に取り組むことが重要となります。

当該経営強化プラン計画期間中の経常収支黒字化を目指すため、以下の項目について目標値を設定します。計画期間中の各年度の見通しについては、次のとおりです。

【別紙1】11頁

#### ① 経営の安定性に係るもの

(a) 常勤医師数 (b) 修正医業収支比率

#### ② 収入確保に係るもの

(a) 1日あたりの入院・外来患者数 (b) 病床利用率 (c) 平均在院日数

(d) 患者1人当り診療収入（外来・入院）

#### ③ 経費削減に係るもの

(a) 材料費対医業収益比率

### (2) 数値目標の達成に向けた具体的な取り組み

#### ① 経営の安定性に係るもの

(a) 常勤医師の確保

常勤医師の確保及び増員は、安定した収入確保のみならず三春病院が果たすべき役割のうちの「基礎的医療」の提供と「一次救急医療」の機能を充実させるためには不可欠なものであります。また、今後ますます需要が高まる「在宅医療」についても、医師をはじめとした医療従事者の確保は喫緊の課題となっています。

これらの課題は、三春病院だけでなく田村地域全体の課題であることから、田村地域医

療体制対策協議会の中で、田村公立3病院の連携と併せて課題解決にむけて積極的に取り組むとともに、引き続き福島県立医大等の関係機関に対し働きかけを行っていきます。

## ② 収入確保に係るもの

- (a) 1日あたりの入院・外来患者数 (b) 病床利用率 (c) 平均在院日数
- (d) 患者1人当り診療収入 (外来・入院)

三春病院の急性期病床を回復期病床（地域包括ケア病床の増床を含む）に転換すること等により入院患者の増加に努め、入退院連携室のさらなる積極的な運用とともに、三春病院が所有するCT等の高度医療機器の共同利用を促進し、病診連携の推進による地域の病院、診療所からの患者紹介率を上げていきます。

また、容態が安定した患者は退院し、在宅医療へ移行するときは逆紹介により、地域の診療所と連携し地域包括ケアシステムの深化に取り組んでいきます。

入院患者に対する服薬指導の強化及び病棟薬剤師の配置により入院患者へのサービス向上を図り、後発医薬品の効果的な利用促進とともに、医業収入の増収に努めます。

## ③ 経費削減に係るもの

- (a) 人件費の抑制

各部門の業務量に見合った人員配置を徹底するとともに定年退職者の再雇用を積極的に行います。

- (b) 医療機器整備の適正化

町有財産である医療機器のについては、採算性、更新時期、所要額等について調査を行い、調査結果に基づく年次別医療機器整備計画を定め、整備計画に基づく購入により費用の抑制に努めていきます。

## ④ その他

- (a) 「地域連携室」や「入退院支援室」の機能強化

関係医療機関等との連携及び在宅医療の強化を図るため、担当事務等について随時見直しを行い機能強化を図ります。

- (b) 患者満足度調査の見直し

当院が提供する医療サービスの利用者評価、利用者のニーズ把握は経営改善に欠かすことのできないものであることから、現行実施している患者満足度調査の調査項目、調査対象者等について見直しを行い、継続して実施します。

## 第3章 点検・評価・公表等

### 1 点検及び評価の体制

#### (1) 三春病院事業等運営協議会

三春病院の設置目的を達成するため、諮問機関として「三春病院事業等運営協議会」を設置しています。

協議会では、運営状況や町立病院として期待される医療機能の実施状況について評価、検証するとともに、本計画の点検及び評価を毎年8月までに行います。

#### (2) 三春町議会

町は町議会に対し、指定管理者から提出される「事業報告書、決算書」「事業計画書、予算書」等について報告し、病院事業に係る評価、検証を願うものとします。

### 2 積極的な情報開示

本計画の進捗及び達成状況については、三春病院事業等運営協議会の点検や評価後速やかに、次の方法により町民に公表するものとします。

(1) 概要を町の広報誌で公表

(2) 詳細を病院及び三春町ホームページで公表

(別紙1) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

1 医療機能・医療の質に係る数値目標

	R4年度(実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	備考
救急患者数(人)	669	673	675	678	680	683	
救急入院数(人)	337	340	343	345	348	350	
訪問診療件数	3,291	3,300	3,400	3,500	3,500	3,500	
医療問題報告件数	516	500	500	500	500	500	
医療問題3bレベル以上の件数	3	0	0	0	0	0	
患者満足度(%)入院	82.5	82.8	83	83.3	83.5	83.8	
患者満足度(%)外来	92.3	92.5	92.7	92.9	93.1	93.3	

2 連携の強化等に係る数値目標

	R4年度(実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	備考
臨床研修医の受入人数	7	7	7	7	7	7	
医師以外の実習受入人数	64	65	70	70	70	70	
医療スタッフ地域派遣件数	63	65	70	70	70	70	どこでも健康教室
紹介件数(件)	1,122	1,125	1,128	1,130	1,133	1,135	
紹介入院件数(件)	396	400	403	405	408	410	
紹介率(%)	30.7	32	33	33	34	34	
逆紹介率(%)	17.3	17.5	18.0	18.5	18.5	19.0	
CT検査受託件数(件)	374	377	380	383	385	388	
健康・医療相談件数	6,760	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	

3 経営指標に係る数値目標

①経営の安定性に係るもの

	R4年度(実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	備考
常勤医師数(人)	2	3	3	3	3	3	
経常収支比率(%)	97.6	91.8	92.8	96.5	99.9	101.9	
修正医業収支比率(%)	86.3	88.3	89.3	92.9	96.4	100.0	

②収入確保に係るもの

	R4年度(実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	備考
1日当たり入院患者数(人)	54.8	60	65	67	69	71	
1日当たり外来患者数(人)	148	150	152	155	158	161	
病床利用率(%)	63.7	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0	
平均在院日数	17.2	17.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
患者1人当り診療収入(円)	外来	7,829	8,000	8,200	8,200	8,300	8,300
	入院	32,552	33,000	34,000	34,000	35,000	35,000

③経費削減に係るもの

	R4年度(実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	備考
材料費対医業収益比率(%)	15.1	15.7	15.7	15.7	15.7	15.7	

## 1. 収支計画 (収益的収支): 三春病院事業会計分

(単位: 百万円、%)

年度		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	81	99	94	91	90	88	86	84
	(1) 他会計負担金・補助金	80	98	93	90	89	87	85	83
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1
	経 常 収 益 (A)	81	99	94	91	90	88	86	84
支 出	1. 医 業 費 用 b	122	125	164	152	152	152	152	152
	(1) 職 員 給 与 費 c	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経 費	36	36	69	59	59	59	59	59
	(4) 減 価 償 却 費	86	89	95	93	93	93	93	93
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 費 用	0.2	0.1	0.3	0.7	0.7	0.3	0.1	0.1
	(1) 支 払 利 息	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1
	(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	経 常 費 用 (B)	122	125	164	153	153	152	152	152
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 41	▲ 26	▲ 70	▲ 62	▲ 63	▲ 64	▲ 66	▲ 68	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	▲ 41	▲ 26	▲ 70	▲ 62	▲ 63	▲ 64	▲ 66	▲ 68	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 804	▲ 830	▲ 903	▲ 968	▲ 1,033	▲ 1,093	▲ 1,153	▲ 1,213	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	0	0	0	0	0	0	0	0
	流 動 負 債 (イ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)] (オ)	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	66.3	79.1	57.2	59.6	58.9	57.8	56.5	55.2	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
病 床 利 用 率	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	3	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	3	0	0	0	0	0	0	0
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	3	0	0	0	0	0	0	0	
支 出	1. 建設改良費	49	63	25	22	23	25	39	56
	2. 企業債償還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
支出計 (B)	49	63	25	22	23	25	39	56	
差引不足額 (B)-(A) (C)	46	63	25	22	23	25	39	56	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	46	63	25	22	23	25	39	56
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	46	63	25	22	23	25	39	56	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
収益的収支	( 0) 80	( 0) 98	( 0) 93	( 0) 90	( 0) 89	( 0) 87	( 0) 85	( 0) 83
資本的収支	( 0) 3	( 0) 0	( 0) 0	( 0) 0	( 0) 0	( 0) 0	( 0) 0	( 0) 0
合計	( 0) 83	( 0) 98	( 0) 93	( 0) 90	( 0) 89	( 0) 87	( 0) 85	( 0) 83

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金というものであること。

## 1. 収支計画 (収益的収支): 指定管理者分

(単位: 百万円、%)

区分		年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
		(実績)	(実績)	(実績)							
収	1. 医 業 収 益 a	1,097	1,352	1,179	1,154	1,169	1,184	1,210	1,242		
	(1) 料 金 収 入	1,076	1,079	1,064	1,134	1,149	1,164	1,190	1,222		
	(2) そ の 他	21	273	115	20	20	20	20	20		
	うち他会計負担金	0	239	70	0	0	0	0	0		
	2. 医 業 外 収 益	107	278	76	46	46	46	45	25		
	(1) 他会計負担金・補助金	0	98	0	0	0	0	0	0		
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	61	39	25	0	0	0	0	0		
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入										
	(4) そ の 他	46	141	51	46	46	46	45	25		
	経 常 収 益 (A)	1,204	1,630	1,255	1,200	1,215	1,230	1,255	1,267		
入	1. 医 業 費 用 b	1,199	1,376	1,285	1,306	1,309	1,274	1,255	1,242		
	(1) 職 員 給 与 費 c	728	731	742	750	750	750	750	750		
	(2) 材 料 費	148	152	168	181	184	186	190	192		
	(3) 経 費	285	330	300	300	300	300	300	260		
	(4) 減 価 償 却 費	38	163	75	75	75	38	15	40		
	(5) そ の 他										
	2. 医 業 外 費 用	1	1	1	1	1	1	1	1		
	(1) 支 払 利 息	1	1	1	1	1	1	1	1		
	(2) そ の 他										
	経 常 費 用 (B)	1,200	1,377	1,286	1,307	1,310	1,275	1,256	1,243		
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	4	253	▲ 31	▲ 107	▲ 95	▲ 45	▲ 1	24			
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	234	200	171	65	0	0	0	0		
	2. 特 別 損 失 (E)	2	0	0	0	0	0	0	0		
	特別損益 (D)-(E) (F)	232	200	171	65	0	0	0	0		
純 損 益 (C)+(F)	236	453	140	▲ 42	▲ 95	▲ 45	▲ 1	24			
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 804	▲ 352	▲ 212	▲ 254	▲ 349	▲ 395	▲ 396	▲ 372			
不良債務	流 動 資 産 (ア)										
	流 動 負 債 (イ)										
	うち一時借入金										
	翌年度繰越財源 (ウ)										
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)										
不良債務 (オ)	0	0	0	0	0	0	0	0			
差引	{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}										
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.3	118.4	97.6	91.8	92.8	96.5	99.9	101.9			
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.5	98.3	91.8	88.3	89.3	92.9	96.4	100.0			
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	66.4	54.1	62.9	65.0	64.2	63.3	62.0	60.4			
修 正 医 業 収 支 比 率 $\frac{a-(2)1}{b} \times 100$	91.5	80.9	86.3	88.3	89.3	92.9	96.4	100.0			
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0			
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
病 床 利 用 率	68.4	66.6	63.7	70	71	72	73	74			



## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
区 分	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出 計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	
補 て ん 財 源 不 足 額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (F)									
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
収 益 的 収 支	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	0	337	70	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	0	337	70	0	0	0	0	0

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

# 参 考 资 料

## 三春町病院事業条例

平成18年条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、病院事業の設置及び経営の基本を定めるものとする。

(病院事業の設置)

第2条 町民等の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 三春町立三春病院

(2) 位置 三春町字六升蒔

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目及び病床数は、次のとおりとする。ただし、状況により診療科目の一部を置かないことができる。

(1) 診療科目 内科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、小児科、整形外科、眼科、泌尿器科、心療内科、精神科、皮膚科、リハビリテーション科

(2) 病床数 86床

(特別会計)

第4条 法第17条の規定に基づき、特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が7,000千円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000千円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000千円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000千円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長はできるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

(会計事務の処理)

第9条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払いに関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(病院の管理)

第10条 病院の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手續等）

第11条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、三春町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年三春町条例第2号）の規定に基づき行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 病院における診療及び検診に関すること。
- （2） 次条第1項に規定する利用料金の収受に関すること。
- （3） 病院の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、病院を利用する者の利便に資する業務で規則に定めるもの
- （5） その他町長が定めること。

2 指定管理者は、前項に掲げるもののほか、病院の設置の目的に寄与すると認められる業務を町長の承認を受けて行うことができる。

3 指定管理者は、前2項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療を町民等に公平に提供しなければならない。

（利用料金）

第13条 病院を利用した者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる額とし、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の収入）

第14条 町長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による収入を第12条に規定する業務の経費に充てるものとする。

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、利用料金を納付すべき者に特別の事情があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による免除の基準を定めたときは、町長の承認を受けなければならない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行し、第9条及び第10条の規定は、平成18年3月1日から適用する。

別表第1（第13条関係）

種別	金額
診 療	厚生労働省が定める診療報酬の算定の方法により算定した額（当該診療に食事療養が含まれるときは、当該額と厚生労働省が定める入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額の合計額）

別表第2（第13条関係）

種別	金額
別表第1により難い特別の診療	別表第1の規定による算出方法、消費税等を勘案して指定管理者が定める額
その他のサービス	実費等を勘案して指定管理者が定める額

## 三春町病院事業基金条例

平成19年条例第1号

(設置)

第1条 三春町が経営する病院事業の運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、三春町病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、町立病院事業に対する県交付金のほか、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により管理しなければならない。

(長期貸付)

第4条 町長は、町立病院事業その他関連する事業について、必要があると認めるときは、基金に属する現金を返済期限、返済方法、利率、利払時期等を定めて、長期貸し付けをすることができる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(基金の取崩し)

第7条 基金は、病院事業その他関連する事業に関する経費に充てるため、取崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 町立三春病院における医療問題の公表基準

### 1. 目的

町立三春病院で発生した医療問題について、広く情報の提供を行い、医療の透明性を確保することにより、地域住民に信頼され、安心して医療が受けられる安全管理体制の向上を図るため、この基準を定めるものである。

### 2. 用語の定義

#### (1) 医療問題

サービスの提供に関連し予想に反した悪しき結果が発生したこと（事故）、悪しき結果が発生しそうな状況（ヒヤリハット）全てを医療問題とする。

#### (2) 医療事故

サービス提供の過程において予期しなかった悪い結果（患者・利用者の死亡、生命の危険、病状の悪化など身体的被害及び苦痛、不安などの精神的被害等）が生じたことを医療事故という。

医療事故には過失が存在するものと過失が存在しない不可抗力等によるものの両方が含まれる。

過失とは、医療の過程で生じる有害結果の発生が人為的に回避することが可能な場合をいう。

なお、過失があるかないかで、医療事故は大きく次のものに分けられる。

① 医療機関・医療従事者に何らかの過失がある場合（医療過誤）

② 医療内容に問題がないにも関わらず起きた場合（過失のない医療事故）

#### (2) ヒヤリ・ハット

実際には患者に実施されなかったが、危うく事故が発生しそうな事実を意味する。実施されそうな問題とは、マニュアル以外（エラー）や医薬品・医療器具の不具合等、通常と異なる状態でのサービス提供の可能性を指す。

### 3. 医療問題のレベル

医療問題は、レベル1～5を「医療事故」、レベル0を「ヒヤリ・ハット」と分類する。

分 類	内 容	
レベル0	エラーや医薬品・医療器具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった	
レベル1	患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）	
レベル2	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサイン(※1)の軽度変化、安全観察のための検査の必要性が生じた）	
レベル3	a	簡単な治療や処置を要した（湿布、消毒、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与をした）
	b	濃厚な治療や処置を要した（手術、人工呼吸の装着、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
レベル4	a	永続的な障害や後遺症は残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
	b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題が伴う
レベル5	死亡（現疾患の自然経過によるものを除く）	

### 4. 公表の基準

医療問題の区分ごとの公表基準は次のとおりとする。

区 分	レベル	過失のある事故（医療過誤）	過失のない事故
ヒヤリ・ハット	レベル0	医療事故として取り扱わず非公表	

医療事故	レベル1	非公表	
	レベル2	非公表	
	レベル3	包括的公表（レベル別件数、事故内容別件数）※	
	レベル4	原則公表	公表（レベル別件数、事故内容別件数）
	レベル5	原則公表	公表（レベル別件数、事故内容別件数）

※ 過失のある事故で安全管理上重大であると考えられる場合は、原則公表とする。

※※ その他、過失の有無に関わらずレベル4及びレベル5の事故で、他の医療機関も含めて医療事故防止上、公表が望ましいと判断した場合は、公表する。

#### 5. 公表の内容

(1) レベル3における包括的公表、レベル4及びレベル5の過失のない事故の公表は、当該年度におけるレベル別件数及び事故内容別件数とする。

(2) レベル3（安全管理上重大である場合）、レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表は、原則として次の事項とする。

ア 事故の概要（発生日時、場所、医療行為、原因、患者の年齢・性別・病名）

イ 事故発生状況

ウ 事故への対応とその後の経過

エ 今後の対策

オ その他必要事項

#### 6. 公表の手続き

公表する内容については、通常は院内に設置する事故対策委員会及び幹部会議において検討し、町長に報告、協議のうえ必要と判断したものについて公表するものとする。

#### 7. 公表の方法及び公表の時期

(1) レベル3における包括的公表、レベル4及びレベル5の過失のない事故の公表

ア 公表の方法

町立三春病院ホームページに掲載して行うことを原則とする。

イ 公表の時期

当該年度1年分を一括して翌年度の6月末日までに公表するものとする。

(2) レベル3（安全管理上重大である場合）、レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表

ア 公表の方法

病院長等が患者又は家族の了解を得て報道機関に公表するものとする。なお、社会的影響が大きいと判断される場合は、町長及び病院長が会見により公表するものとする。

イ 公表の時期

事故発生後できるだけ速やかに公表するものとする。

#### 8. 公表にあたって留意事項

(1) レベル3（安全管理上重大である場合）、レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表については、事前に患者側に対し十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。なお、同意が得られない場合は、公表を控える。

(2) 患者及び職員等が特定されないように個人情報の保護に十分配慮するとともに、患者側の意思を尊重する。

(3) 紛争中の事故等、病院事業の円滑な運営を妨げる恐れがあると判断される場合は、公表の有無または公表時期等を検討する。

(4) 守秘義務が課せられている情報については、公表内容から削除する。

#### 9. 適用

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

## 三春病院事業等運営協議会設置要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人星総合病院が指定管理を行う別表に掲げる町有施設（以下「指定管理施設」という。）について、適正かつ安定したサービスの提供が行えるよう管理運営や事業の評価等を行う指定管理施設の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (協議及び検討事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

### (組 織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

### (委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域医療等に学識を有する医療機関の関係者
- (2) 指定管理者が推薦する者
- (3) 町民代表
- (4) 町議会の代表
- (5) 行政関係者
- (6) その他町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させることができる。
- 4 会長が決定するまでに会議を招集する場合には、町長が招集するものとする。
- 5 会長は必要があると認めるときは、指定管理施設毎に会議を招集することができるものとする。  
なお、その場合の委員の招集範囲については、町長が別に定める。

### (秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第8条 協議会の庶務は、町長の指定する課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。



附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

別 表

施設の名称	所在地
町立三春病院	三春町字六升蒔50番地
三春町敬老園	三春町字六升蒔50番地の1
三春町第1保育所	三春町担橋一丁目4番地の1
三春町第2保育所	三春町大字貝山字泉沢100番地の1

### 三春病院事業等運営協議会委員名簿

【任期 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで】（順不同、敬称略）

	氏 名	役 職 等	摘 要
1	橋本 和子	三春町民生児童委員協議会長	町民代表
2	大内 長久	三春町区長会会長	町民代表
3	矢吹 康	矢吹医院院長	田村医師会の推薦
4	野澤 靖美	のぞわ内科クリニック院長	田村医師会の推薦
5	星 北斗	公益財団法人星総合病院理事長	指定管理者の推薦
6	渡辺 文明	町立三春病院病院長	指定管理者の推薦
7	佐藤 正敏	公益財団法人星総合病院 法人事業本部顧問	指定管理者の推薦
8	鈴木 利一	三春町議会議員（副議長）	町議会代表
9	松村 妙子	三春町議会議員（文教厚生常任委員長）	町議会代表
10	上石 三好	公認会計士	町長が必要と認める者
11	伊藤 朗	三春町副町長	町
12	佐久間美代子	三春町保健福祉課長	町（兼委員会事務局）
13	影山 清夫	三春町子育て支援課長	町（兼委員会事務局）

三春病院経営強化プラン

三春町保健福祉課